

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成18年3月31日京都市条例第167号）（理財局税務部主税課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

前年の合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については、個人の市民税の均等割を課さないこととします。（第17条の2関係）

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 平成18年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る同年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講じます。

ア 宅地等（農地以外の土地をいいます。以下同じ。）に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とします。ただし、当該税額は、当該住宅用地又は商業地等の当該年度の価格に10分の8又は10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を下限とします。

（附則第9条及び第14条関係）

イ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額）に対する割合をいいます。

以下同じ。)が0.8以上の土地及び商業地等のうち負担水準が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。(附則第9条及び第14条関係)

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とします。(附則第9条及び第14条関係)

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とします。(附則第10条及び第15条関係)

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 市街化区域農地については、次のとおり税負担の調整措置を講じます。

(7) 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格の3分の1(都市計画税は3分の2)の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とします。ただし、当該税額は、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の1(都市計画税は3分の2)の額に10分の8を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とし、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の1(都市計画税は3分の2)の額に10分

の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を下限とします。(附則第12条の2及び第16条の2関係)

(イ) (7)にかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が0.8以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。

(附則第12条の2及び第16条の2関係)

(2) 平成19年度分又は平成20年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とします。(附則第8条の3及び第11条関係)

(3) 宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合には、税額計算の基礎となる当該各年度の前年度の課税標準額の算定方式として、当該宅地等の用途変更後の用途に係る本市の平均の負担割合を使用する方法によらず、当該宅地等が、当該各年度の前年度における賦課期日においても、当該各年度における賦課期日における用途と同じ用途に供された宅地等であったものとみなして算定する方法によることとします。

(附則第9条の2及び第14条の2関係)

(4) 耐震基準適合住宅について、納税義務者が耐震改修完了後3月以内に市長に申告した場合に限り、固定資産税の減額措置を講じます。(附則第8条関係)

3 その他

その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本・頼 兼

京都市条例第167号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条の2中「220,000円」を「210,000円」に改める。

第44条の2第1項中「第42条」の右に「及び法第349条の3第11項」を加え、同条第2項中「及び前項」を「前項及び法第349条の3第11項」に改める。

附則第4条の3第1項第1号及び第4項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「出資金額」を「出資金の額」に改める。

附則第8条第2項中「納税義務者」の右に「（法附則第16条第8項の適用を受ける者を除く。）」を加え、同条第3項中「よって」を「より」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法附則第16条第8項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする固定資産税の納税義務者が、同項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、当該耐震基準適合住宅につき同項の適用があるべき旨の申告を市長に行った場合（当該期間内に申告されなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第8条の3の見出し中「平成16年度」を「平成19年度」に、「平成17年度」を「平成20年度」に改め、同条第1項中「平成16年度分」を「平成19年度分」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度適用土地」を「平成19年度適用土地」に、「平成16年度類似適用土地」を「平成19年度類似適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改め

る。

附則第9条を次のように改める。

(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条に規定するところによる。

附則第9条の2を削る。

附則第9条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第13条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条を附則第9条の2とする。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第11条第3項中「平成16年度」を「平成19年度」に改め、同条第4項中「平成17年度」を「平成20年度」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第19条の4に規定するところによる。

附則第13条中「、附則第9条の2の規定の適用を受ける商業地等」を削り、「法附則第18条第1項、第18条の2」を「法附則第18条」に改める。

附則第14条を次のように改める。

(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第14条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条に規定するところによる。

附則第14条の2を削る。

附則第14条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第13条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条を附則第14条の2とする。

附則第15条（見出しを含む。）中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の2に規定するところによる。

附則第17条の3第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「法附則第18条第1項」の右に「から第6項まで」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（市民税に関する規定の適用区分）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第17条の2の規定は、平成18年度分の個人の市民税から適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成18年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成17年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(理財局税務部主税課)